

令和 7 年度(2025 年度)
宝塚市地域密着型サービス事業者
公募要領

令和 7 年(2025 年)11 月

宝塚市



1 公募の趣旨

「地域密着型サービス」は、高齢の方々が介護の必要な状態になっても、引き続き住み慣れた地域の中で生活ができるようにするために創設されたサービスで、宝塚市では「宝塚市高齢者福祉計画・第9期宝塚市介護保険事業計画」(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))において当該サービスの基盤整備を進めています。ついては、地域密着型サービス事業者の指定を円滑かつ公平に進めるため、事業者を公募します。選考された事業者は準備が整い次第、正式な指定申請を提出してください。その申請をもって事業者指定を行います。

また、兵庫県の地域介護拠点整備補助事業に基づく宝塚市地域密着型サービス拠点等整備事業補助制度の利用を希望する場合は、P7～P8をご覧ください。

2 公募対象のサービス種別、公募事業所数及び整備日常生活圏域

サービス種別 日常生活圏域	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護
第1ブロック	1事業所 (登録定員:29人以下)	定員54人分
第2ブロック		
第3ブロック		
第4ブロック		
第5ブロック		
第6ブロック		
第7ブロック		
市内合計	1事業所	54人分

- (1) 今回公募の対象となる地域密着型サービス事業の種別は、小規模多機能型居宅介護(介護保険法(以下「法」という。)第8条第19項)及び認知症対応型共同生活介護(法第8条第20項)です。いずれも介護予防を含むものとします。
- (2) 公募事業者数及び整備日常生活圏域は、上表のとおりです。

3 整備年度

原則として令和8年度～令和9年度

4 応募資格

- (1) 応募時点で法人格を有するものであること。
- (2) 応募時点で介護保険法に規定する介護保険事業(居宅療養管理指導(法第8条第6項)、福祉用具貸与(法第8条第12項)又は特定福祉用具販売(法第8条第13項)に係る事業は除く)を運営している法人であって、指定から3年以上経過していること。
- (3) 法第78条の2第4項又は第115条の12第2項に該当しない者
- (4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号)第2条第1項第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合でないこと。
- (5) 公租公課の未納がない法人であること。
- (6) 応募事業者(法人)が自ら開設し、指定を受けるものであること。

5 応募要件

- (1) 整備予定地については、下記の要件を必要とします。



- ア 整備予定地(建物)については、1 ページの「2公募対象のサービス種類、公募事業所数及び整備日常生活圏域」に掲げる表を参照してください。
日常生活圏域については、宝塚市ホームページ(右記二次元コードからアクセスできます)を参照してください。
 - イ 整備予定地は、市街化区域とします。
 - ウ 整備予定地が、災害イエローゾーンおよび災害レッドゾーンに指定されていないこと。ただし、防災対策工事により事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンおよび災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除く。
 - エ 地区計画の設定又は生産緑地指定等がされている場合は、担当所管課と事前に調整し、当該計画の実現性を確認しておいてください。
 - オ 選考申込以降の整備予定地(建物)変更は認めません。
 - カ 整備予定地(建物)については、事業者が自ら所有する等により確保することを条件とします。整備予定地(建物)に賃借権又は地上権を設定する場合は、事業の継続性(利用者の居住の継続性等)が十分に確保される期間であることを必要とします。
 - キ 整備予定地(建物)については、事業者自ら権利取得し、確保することを条件としますが、本市の公募選考の時点では売買(賃貸借)契約等の締結手続を済ませておく必要はありません。
 - ク 整備用地(建物)に抵当権等の建物存続の支障となり得るような権利設定がないこと。また、権利設定があった場合、その権利の抹消が確実であること。ただし、既に整備用地を自己所有している場合で当該建物を建設するために設定する抵当権を除きます。
- (2) 建設資金計画及び運転資金計画について財源が明確に区分されているとともに、安定した長期・短期の資金計画が立てられていることを必要とします。借入金がある場合、運転に支障がない償還計画となっていることを要します。寄付金を財源としている場合、その寄付の原資が借入金であるものや出資が不明瞭であるものは、これを財源とすることは認めません。

6 地元説明

- (1) 選考された事業者は、その事業運営に当たっては、地域住民との連携及び協力等の地域交流を図らなければなりません。このため、本公募資料提出に際しては、可能な限り事前に地元への説明を行い、その経過説明を作成のうえ、提出してください。その際、自治会に加入していない近隣住民や隣地住民に対して配慮してください。
- 地域住民への説明に当たっては、「今回の説明は、宝塚市に計画書を提出するに当たっての事前説明であり、現時点では事業所整備が決定したものではない。」及び「事業主体は、応募事業者(法人)であること。」を説明会資料に記載する等、十分注意して行ってください。
- (2) 当該経過説明の資料として、説明会を実施した場合はその資料を添付してください。
- (3) 事業所整備に対する反対意見や反対運動があった場合を想定して、どのように対応するかについて具体的な対応方策を示してください。(関係資料様式集参照)

7 指定候補事業者選考方法

(1) 選考方法

ア 第1次審査(書類審査)

学識経験者等で構成された宝塚市介護老人福祉施設等事業者選考委員会で企画提案書類を点数化(100点満点)して評価を行い、サービス種別ごとに上位3者を書類選考入選者として選定します。なお、応募者が3者以下の場合は第1次審査を実施しません。

イ 第2次審査(ヒアリング)

学識経験者等で構成された宝塚市介護老人福祉施設等事業者選考委員会が、下記資料等に基づき、応募事業者の計画ごとに審査判定基準に基づき採点方式で順位付けを行い、選考後、当該選考結果に基づき市が決定します。

- ・提出資料の審査
- ・整備予定地の見学(必要に応じて)
- ・応募事業者からのプレゼンテーション及び代表者(理事長)等へのヒアリング

(2) 審査に係る審査判定項目

項 目	着 目 点
1 法人の基本理念・基本方針	運営理念、利用者本位のサービス提供、認知症ケアに対するビジョン、第三者評価、地域包括ケアにおける役割への理解
2 法人代表者等の姿勢	事業に対する識見、熱意、地域福祉への貢献・地域連携に対する意欲
3 立地条件・施設整備の方針と内容	交通アクセスの利便性、環境・眺望・景観等の環境、少人数での介護に適した空間構成、利用者の居場所や生活空間としての工夫、地域との交流を図る場として適切な空間配置、周辺住民への配慮
4 事業運営上の方針と内容	運営利用者の立場に立った個別具体的な質の高いサービス提供、家族・介護者支援の具体的取組、ターミナルケアについての配慮、医療機関や他のサービス事業所との連携
5 資金計画と現在の財務状況	資金計画、適正な収支見込、経営の安定性
6 人材確保・育成	人材確保の取組、職場研修、働きやすい環境づくり
7 苦情対応と感染症・防災対策	苦情の相談体制、防災訓練、虐待防止の取組、感染予防対策、カスタマーハラスメントに対する方策
8 地域との連携	ボランティアの受け入れ、地域貢献への具体的取組、災害時の連携、地域包括ケアシステム推進に向けた具体的取組
9 その他	特に委員会が必要と認める項目

(3) 選考方法についての留意点

複数の計画の提案を行った場合、全て同時に選定されるとは限りません。

8 整備条件

(1) 共通

ア 下記の基準等に従ってください。

- 宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 25 日条例第 10 号）
- 宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 25 日条例第 11 号）
- 宝塚市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 25 日条例第 12 号）
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号、老振発第 0331004 号、老老発第 0331017 号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号）
- 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 128 号）

イ 上記に掲げる基準以外に必要とされる以下の法令に従ってください。

老人福祉法（昭和38年法律第133号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、
介護保険法（平成9年法律第123号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、
建築基準法（昭和25年法律第210号）、その他関係法令

ウ 防火防災対策及びこれに係る設備設置については、所轄消防署と協議し、その指示に従ってください。特に消防法でスプリンクラーの設置が義務付けられていない場合であっても、その設置に努めるようお願いします。

エ 既存の建物を利用する場合は、当該建物が、事業開始までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震基準と耐震性能を有することが必要です。

オ 本公募以外の介護サービス事業所の併設を希望する場合は、応募事業所から提案してください。また、兵庫県指定の介護保険事業と併設する場合は、別途兵庫県との協議が必要となりますので、兵庫県との事前協議を実施してください。

(2) サービス別

サービス別の整備条件は以下のとおりです。なお、本市では当面の間、サテライト型事業所の新規指定は行いません。

① 小規模多機能型居宅介護

1. 登録定員は 29 人以下とします。
2. 小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊料及び食事費用については、できるだけ利用者の負担を軽減する方針で設定してください。
3. 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業を行ってください。（設置運営法人が社会福祉法人の場合）
4. サービス付き高齢者向け住宅および住宅型有料老人ホームと併設を計画している場合、本住宅の居住者が小規模多機能居宅介護事業所の登録者の半数を超えないように努めてください。

② 認知症対応型共同生活介護

1. 定員は 3 ユニット 27 人以下とします。
2. 個室とし、ユニット形式としてください。
3. グループホーム利用に係る賃料、食材料費及び入居一時金については、できるだけ入居者の負担を軽減する方針で設定してください。

4. 入居一時金等を徴収する場合には、保全措置が義務付けられています(老人福祉法 14 条の 4)。

9 応募及び公募選考日程

日 程	内 容
令和7年11月12日(水)～12月22日(月)	ホームページ掲載・公募要領配布
令和7年11月12日(水)～11月21日(金)	公募に係る質問提出期間
令和7年11月28日(金)	公募に係る質問回答
令和7年12月1日(月)～12月22日(月)	応募受付
令和8年1月～2月	選考会
令和8年2月	事業者決定
令和8年3月～	事業開始

※上表の日程は、宝塚市地域密着型サービス拠点等整備事業補助制度を利用することを前提としない場合です。同制度を利用する場合は、P7～P8 を参考にしてください。

※応募状況等により、日程を変更する可能性があります。

10 公募要領等配布

- (1) 配布場所 宝塚市役所本庁舎 2 階 介護保険課
- (2) 配布期間 令和 7 年 11 月 12 日(水)～12 月 22 日(月) (土日・祝日を除く)
- (3) 配布時間 9:00～12:00 及び 12:45～17:00
- (4) 配付資料 宝塚市地域密着型サービス事業者公募要領、関係資料様式集
※公募要領等は市ホームページからダウンロードしてください。ご協力をお願いします。
- (5) 事前相談 電話、メール、窓口で受け付けます。ただし、来庁される場合は担当者が不在の可能性があるので、必ず事前に日程調整を行ってください。

11 質問受付

- (1) 提出期限 令和 7 年 11 月 21 日(金)17:00 まで
※提出期限を経過した場合、質問には応じません。
(ただし、本市で必要な内容等であると判断した場合を除きます。)
- (2) 方法 質問票(関係資料 様式 14)をメールで提出してください。
※タイトルを「【法人名】地域密着型サービス公募に係る質問」としてください。
- (3) 提出先 Email: m-takarazuka0050@city.takarazuka.lg.jp
- (4) 回答 適宜回答しますが、質問内容(質問法人名は除く)及び回答は、原則として質問した応募法人以外の法人にも市ホームページにより周知します。

12 応募方法

- (1) 応募資料 宝塚市地域密着型サービス事業者選考申込書及び関係資料を添えて申し込んでください。
- (2) 申込場所 宝塚市役所本庁舎 2 階 健康福祉部 介護保険課
※必ず法人の担当者が窓口まで持参してください。(郵送不可)
- (3) 受付期間 令和 7 年 12 月 1 日(月)～12 月 22 日(月) 17時まで
担当者が不在場合がありますので、事前に電話で提出日をご連絡いただきますようご協力をお願いします。なお、受付期間を過ぎた場合は受付できません。
- (4) 受付時間 10:00～12:00 及び 12:45～17:00
- (5) 必要部数 6 部(原本 1 部、写し 5 部) 及び データ入りの CD1部
- (6) その他 関係資料等については、関係資料様式集を参考にしてください。

13 選考結果の通知

宝塚市介護老人福祉施設等事業者選考委員会による選考を経て、市が決定した後、速やかに、選考結果の如何を問わず、文書により通知します。本通知までの間においては、いかなる問い合わせにも応じません。

14 注意事項

- (1) 事業者として選考された場合であっても、介護保険法上の指定が確定したものではありません。指定基準や認可基準を充足しない場合は指定できません。
- (2) 提出書類については、応募受付期間後の修正等による差し替えや追加書類の提出は受け付けません。
- (3) 応募資料については、審査・選考後においても返却しません。
- (4) 他の応募事業者の整備計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (5) 今回提出された応募資料の作成等に係る一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (6) 本要領において不明な部分がある場合は必ず書類提出前に質疑を行ってください。
- (7) 本整備計画における用地(建物)権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募事業者の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。
- (8) 関係資料等に虚偽事項の記載があった場合には、選考を取り消すことがあります。
- (9) 応募資格等の応募条件を充足しない場合又は応募期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理しません。
- (10) 応募受付期間内に応募資料が全て整わない場合や、本市から別に期間を定めて行う応募資料の補正や追加に応じられない場合は、応募を辞退したものとして処理します。
- (11) 国会議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは宝塚市職員である者又はこれらの職にあった者やこれらの関係者を通じて不当な圧力がかかった場合には、応募資格を喪失したものとします。また、その他不正行為等があった場合も同様です。

15 その他

- (1) 応募の概況は公表します。また、指定候補事業者決定後、整備事業者名、その提案内容の概要の一部を公表します。
- (2) 公募申込書を提出した以降、選考までに応募を辞退される場合は、辞退届(関係資料 様式 15)を本市に提出するとともに、本市の指示に従ってください。
- (3) 選考後に辞退した場合や整備年次の延期等については、本市の「第 9 期介護保険事業計画」に基づく基盤整備の進捗に重大な影響を及ぼすことから、応募に際しては、計画の実現性に慎重な検討をお願いします。また、このような事態を招来した事業者については、以降の応募に際して、制限を課すことがあります。

16 問い合わせ先

宝塚市 健康福祉部 介護保険課 担当:荒木・細井
〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号
TEL:0797-77-2136(直通) FAX:0797-71-1355
Email:m-takarazuka0050@city.takarazuka.lg.jp

宝塚市地域密着型サービス拠点等整備事業補助制度

本応募資料に記載する資金計画については、宝塚市地域密着型サービス拠点整備補助制度を利用するものとして作成することが可能です。

1 宝塚市地域密着型サービス拠点等整備事業補助制度概要

兵庫県により市町村整備計画が採択されることが前提となりますので、兵庫県で採択されない場合は、補助金の交付はありません。

(1) 対象法人種別

- ・社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人
- ・医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 39 条に規定する医療法人
- ・特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号。以下「NPO 法」という。)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- ・農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法(昭和 23 年法律第 200 号)に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- ・会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する会社
- ・中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条第 4 号に規定する企業組合

(2) 補助額

ア 補助単価は、令和7年度の金額を示したものです。補助金の財源は国の「地域医療介護総合確保基金」による県補助事業で、市を経由して県の定める補助単価と同額を選定された事業者へ交付します。

交付を受ける時期は令和8年度であるため、国や県の予算の状況により額の変更(増減)・廃止になる可能性があります。また、選定後の県への補助申請手続きに際し、補助金交付決定が受けられない場合は、補助金を交付することはできませんので、ご承知おきください。

イ 建設(改修)費に対する補助

以下の整備事業が対象となります。

- ・事業者法人自らが、法人所有建物の新築・改修を行う場合に限ります。(法人代表や第三者等が建物を新築・改修する場合は、補助対象外となります。ただし、要件を満たす場合は、土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象となることがあります。)
- ・新たに建物を新築するもの
- ・既存建築物を買取り(既存建物を買収することが建物を新築することより買収の方が効率的であると認められる場合に限る)、改修するもの
- ・事業者法人自身が所有する建物を改修するもの

ウ 下記に該当する場合は、対象事業となりません。

- ・他の国庫負担(補助)制度により、事業に要する経費について、現に負担金(補助金)の交付を受けている事業
- ・土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- ・職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に係る事業

工 補助金額単価及び対象経費

施設種別等	基準額(千円)		負担割合	対象経費概要
小規模多機能型居宅介護事業所	39,600	施設数	県 10/10	【工事費】 地域密着型サービス施設等の整備に必要な工事費または工事請負費（工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、兵庫県が定める補助事業の対象外となる費用を除く。） 【工事事務費】 工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。
認知症対応型共同生活介護事業所	39,600	施設数		

オ 施設開設準備経費等に対する補助 補助金額単価及び対象経費

施設種別等	基準額(千円)		負担割合	対象経費概要
小規模多機能型居宅介護事業所	989	定員数 (宿泊定員数)	県 10/10	対象となる事業者は、新たに老人福祉法の認可又は介護保険法の指定（許可）を受ける施設（既存施設内に施設内保育施設を整備する場合を除く。）を運営する法人（増築・増改築については、定員増分のみ対象）施設等の開設前に必要な次の経費 ・開設前6ヶ月間の看護、介護職員を訓練等のために雇用する経費 ・開設のための普及啓発（地域住民への説明会等の開催、利用希望者等への施設概要の説明）に要する経費 ・職員の募集に要する経費 ・開設に当たっての周知、広報に要する経費 ・開設準備事務（会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成）に要する経費 ・その他開設の準備に必要な経費
認知症対応型共同生活介護事業所	989	定員数		

2 補助対象事業となった場合の注意事項

- (1) 本市の補助内示前に着工した場合は、補助対象外となります。建設工事請負業者の選定は、本市内示後、本市等の手続きに準じた事業者主催の競争入札によることが必要です。
- (2) 補助対象となる設備備品の購入についても、原則として入札により実施してください。
- (3) 補助対象事業となった場合でも、国・県の動向で補助金の交付に影響を及ぼしますのでご留意ください。
- (4) 厚生労働省所管の一般会計に係る補助金等の交付を受けて取得し、または効用の増加した政令で定める財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は取り壊す等に際しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第2条第3項に規定する厚生労働大臣等の承認が必要となります。

3 選考後の日程

日 程	内 容
令和8年2月	選考委員会選考及び事業者決定
令和8年4月～	兵庫県に補助金申請
令和8年4月～	兵庫県から市に内示
令和8年4月～	・事業者から市に対する補助金申請
令和8年4月～	・市から事業者への補助金内示 (市から補助金内示後、直ちに整備事業に着工できるように選考委員会選考後から実施設計・詳細設計できるよう準備しておくこと)
令和8年4月～	・事業者の入札等により実施により工事業者を決定
令和8年4月～ 令和9年3月	・整備事業完成(単年度事業分) ・補助金執行 ・指定基準等につき市と法人協議 ・宝塚市指定・事業開始